

新潟
高教組

速報

発行所/新潟県高等学校教職員組合
/新潟市中央区川岸町2-11/TEL
(265)4151 / FAX(231)1036 /
1部10円(購読料は組合費に包含)

発行人 吉田 裕史

2020.4.20

号外

関する新高教見解
新型肺炎問題に未曾有の困難に直面した今、教育行政や現場教職員は
子どもたちの学びや育ちをどう保障していくのか問わ
れている！！

県教委は、4月14日、突然「非常勤講師の出校停止」を現場に通知した。理由は、「学校再開後、土曜日や長期休業を短縮したりして補習の授業を行うところに出てきてもらわなければならないからだ」という。驚愕の発言だ。以下にあげた臨時休業に伴う数多の課題を教育に携わるすべての人間が英知を結集して乗り越えなければならない状況であるにもかかわらず、対面授業がないこと、人件費予算のオーバー回避を理由に、人を減らしても良いとするこのたびの県教委判断は「教育の自死」にも等しい、最低、最悪の判断であることを理解できないのだろうか。

私たちはこの間、教育現場の超勤解消を訴えてきた。しかし、外部の人たちからはいつまで経っても「先生方は夏休みがあつていいね」などと、時代錯誤の言葉を向けられてきた。本来、社会や家庭が担うべき事柄が教育現場にどんどん被せられて、その結果、教員は勤務時間では到底終わらない負担を課せられることとなった。本来、教育現場の現実を社会に発信すべき教育行政自ら、授業がなければ教員は仕事がないのだと言わんばかりのこのたびの通知は到底許されるものではない。

県教委は、自ら教育の作用を貶めていることが教育予算比率全国46位の低位に置かれている原因となっていることを自覚すべきだ。

現場教職員に効果的、有機的に動いてもらえるしくみ作りができない、加えて、裏付けとなる教育予算を確保できない県教委など不要だと言わざるを得ない。

2020年4月20日

新高教見解

1. 臨時休業と学校再開にかかわる疑問等について

- ①臨時休業中に登校日を設けようとしているが、そこでの感染防止対策をどのように考えているのか。各学校では、時差登校や分散登校等の措置を考えているようだが、1クラス分の生徒全員を1教室に入れて指導するなどにはあり得ないと思われるが、少なくともそのあたりの配慮はすべての学校の共通認識としてとらえられているのか。
- ②臨時休業期間中の生徒動静の把握、精神的ケア等にかかわるとりくみの具体について現場で共有されているのか。
- ③スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、その他様々なスタッフ職が配置されているはずだが、臨時休業に伴い、今の危機的状況に対応した活用の工夫が図られているのか。
- ④学校再開の条件をどのように考えているのか。国が示さない教育行政は判断できないのか。教委単独で判断できないならば、都道府県・市町村教育委員会は連帯して国に対してその条件を示すよう強力に働きかけるべきではないのか。
- ⑤学校再開となった場合、再開のイメージをどのように考えているのか。長期休業を強いられた子どもたちをいきなり学校のフルサイズの流れにさらすわけにはいかないではないか。子どもたちの置かれていた状況に応じて必要なケアを行っていかなければならないのではないのか。
- ⑥修学旅行はどう対応すれば良いのか。
- ⑦登校の際に生徒の体温報告や健康観察があつたが、基本的に、家庭でやるべきことではないのか。

本県教育委員会は、3月2日から一斉に臨時休業に入った後、同27日に「4月6日再開」通知を发出するまでの間、再開に必要な対応をほとんど行っていなかったのではないかと。再開にあたって、本来であれば、全県1学区制で多くの生徒が公共交通機関を利用して通学をしている状況を把握しているわけだから、学校間の協議の場を設けるなどして、時差登校や分散登校などを検討しておく必要があつたのではないかと。また、授業時程や部活動も再開するなり、いきなりフルサイズで行われていた。健康診断やその他学校行事の取り扱いについても、予定された年間行事計画通りに実施しようとしていたのではないかと。

的確な情勢把握の欠如、再開に当たって検討すべきことに対する創造性の欠如した県教委の無施策のために、再開してみたものの、結果的に4月8日に「部活動中止」、「耳鼻科・歯科・眼科検診の延期」、10日には「体育祭、文化祭、球技大会の中止・日程変更」などの通知を相次いで发出する事態となり、現場の混乱を招くこととなった。その挙げ句に、4月13日の再臨時休業決定に至った。

そもそも、文科省が発する通知をただ現場に垂れ流すことが県教委の使命ではないはずだ。文科情報を本県の実情に合わせて手を加えた上で、現場に伝えなければならないことを自覚していない。再臨時休業を決めた同日の記者会見で、県知事は国の緊急事態宣言発令に伴う対応であることを強調し、県教育長は「批判は甘んじて受け止める」と発言していたが、子どもたちや現場教職員にとって、極めて無責任な教育行政の対応であると言わざるを得ない。今感染が深刻な地域の対策を後追いするだけでは、本県においても感染を拡大させるばかりの結果となってしまう。国への強力な意見具申、対策の先取りを行っていくことが求められている。

2. 児童・生徒の学習保障について

- ①臨時休業によって実施できなくなった授業についてどのように考えているのか。
- ②長期休業期間の短縮日数や土曜日授業の実施日数について、どの程度が妥当だと考えているのか？児童・生徒への負担や教職員の勤務時間を鑑みれば、各学校にまちまちに決めさせて良いものではないのではないか。
- ③長期休業中や土曜日等の補習を当てにすることは、感染危機の長期化も言われる中で安易な考えではないのか。
- ④休業中課題や家庭学習の評価等の取り扱いをどのように考えているのか。この先も学校再開が難しいとの想定の下で、対面授業と同等の取り扱いにするための対応を早急に考える必要があるのではないか。
- ⑤指導要領に規定される授業時数をどのように考えているのか。標準である1050単位時間、1単位=1750分の履修が物理的に不可能となった場合、どうするつもりなのか。
- ⑥課業期間35週、長期休業等期間17週と単純に考えれば、4か月(4～7月)臨時休業したら、あとは休みもなく授業を3月末まで押し込まないと指導要領の求める授業時間数を実施できないこととなる。
- ⑦高志中等・津南中等のリモート授業の様子が報道されていたが、他校でも同様の対応が取れるよう早急に予算措置すべきではないか。
- ⑧面談などの時間もないのに、管理職は教科書の締切が例年7月だからと選択科目説明会の心配ばかりしている。遅らせられないのか。
- ⑨保護者が一斉メール送信に登録しているか、HPを見られるか、確認したが、登録していない家庭には電話連絡との声もあり、担任の負担はかなり。保護者のケータイにかけると気が引ける、家電話がない家庭も多い。

文科省は「学びの応援サイト」を立ち上げ、授業代替として活用するよう紹介しているが、それを県教委として積極的に活用しようと検討しているのか。対面授業ができない部分の補填として学校現場が活用できるよう県教委で活用例を現場に示すことも必要ではないのか。このような緊急事態下、教員研修の実施見合わせも行われるであろうことから、教育センターが中心となって、対面授業に変わる履修の手段として活用できるよう工夫する作業を進めるべきではないか。

いずれ終息するから、その時にできなかったことを長期休業の短縮や土曜授業などで補填すれば良いとの安易な姿勢を改め、今現在の諸とりにくみに実を与える努力が求められている。

3. 児童・生徒の進路保障について

1) 進学

- ①高校入試、その公平性の確保などはどうなるのか。実施の可否判断をどうするのか。実施するとした場合、中学校の履修状況等(臨時休業期間が県内市町村で異なる状況)について、出題範囲などを勘案していかなければならないのではないか。
- ②大学入試等、その公平性の確保などはどうなるのか。実施の可否判断をどうするのか。実施するとした場合、高等学校の履修状況等(臨時休業期間が都道府県、公・私立等で異なる状況)について、出題範囲などを勘案していかなければならないのではないか。
- ③臨時休業によって、家庭の経済状況に比例するとされる教育格差が拡大しているのではないか。塾や家庭教師などを私費で利用できるのは限られた家庭であることから、臨時休業の間に学力格差がさらに拡大してしまうのではないか。

2) 就職

- ①就職等の出口保障はどうなるのか。今年度卒業予定者は、最悪の経済状況に直面させられる可能性が極めて高くなっている。高校生の雇用確保策をどのように考えているのか。
- ②高校生の就職に関する諸会議は例年7月以降から始まるが、労働局、ハローワーク等国機関職員の業務がかなり制限されているようだ(そのあたりの情報は入っているのか?)。例年通りのスケジュール、内容が保障されるのか極めて不透明。

3) 進級、卒業について

- ①学習指導要領が求める基準に達しなかった場合でも学年を進めることができるのか。

県教委は、公教育の公平性保障の原則が破壊されようとしている現状、進路保障が阻害されようとしている現状をどのように考えているのか。子どもたちが一番不安に考えていることを県教委が自分事として考えているのであれば、子どもたちの不安を代弁する発信を国・文科省などに対してすでに行っているはずだが、そのような節も見られない。

新しい学習指導要領は「主体的・対話的で深い学び」を志向しているが、国任せで主体性を発揮できない県教委が子どもたちにどうやって「主体性」を身につけさせることができるのか甚だ疑問だ。

4. 児童・生徒の心身の健康・安全の保障について

- ①今後の感染者数の推移によっては医療崩壊も現実味を帯びる中で、児童・生徒の定期健診等の機会をどのように保障していくつもりなのか。文科省、都道府県、市町村と医師会との間で早期に善後策を検討しておかなければ、再開後の学校現場の混乱が目に見える。
- ②県教委と市町村教委の連携がないために、各地の医師会等とのやりとりに混乱を来している。たとえば、新潟市では、歯科検診について、市教委は計画通り実施、県教委は6月30日以降に「延期」との対応。
- ③感染症によって、不安を煽る報道や長期の自粛、休業の影響で子どもたちを保護すべき家庭が相当ストレスフルの状況に置かれている。大規模災害はいつも社会的弱者を最初に窮地に陥れる。過酷なストレス状況に置かれている子どもたちの精神的ケアの具体策をどのように考えているのか。
- ④非常勤養護教員を4月中「出勤させない」との対応をしたが、3か月常勤養教はどうするのか？養教の複数配置の趣旨は「大規模校に優先配置」だが、県教委はこの間定数崩しにより、常勤、非常勤配置してきた。3か月常勤については、「年度初の健康診断」を担ってもらうとこの間説明している。臨時休業となる中、健康診断を6月末以降に「延期」したわけだから当然常勤講師の任用期間も延長しなければならないではないか。

子どもたちを預かる教育は、医療や福祉などの関係機関と密に連絡を取ることが求められている。そのリーダーシップをとるべき教育行政の動きがまったく見えない。その連携のあり方を常に現場任せにしてきた結果、教育現場がこれだけ危機的状況に置かれているにもかかわらず、現場に先手を打って具体的なとりにくみを示すことができないでいる。

5. 部活動について

- ①部活動登録もできない状態で、各部の登録料や、高体連、高文連などの報告、各大会はどうなるのか。

6. 教職員の勤務について

- ①教職員について、発熱等の風邪症状、濃厚接触者として特定、臨時休業等に伴う子の監護等について出勤困難休暇で対応できることとなっている。感染した場合には私傷病休暇対等となっていたが、4月14日通知より職専免対応となった。しかし、妊娠中や基礎疾患等を有する教職員への配慮が不十分である。早急に安心して休暇を取得できる体制の整備が必要である。
- ②接触機会を最低7割、極力8割削減することとなっている中、在宅勤務やそれに向けた準備、夏季休業中の早出遅出勤務を利用した時差出勤制度等が行われていない。感染してからでは遅い。命を守るための制度が早急に必要である。
- ③非常勤職員の勤務について、授業がない、生徒がいないことを理由に勤務を命じない、報酬を支払わないという内容の通知を4月14日に県教委は発出している。国通知では、休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるとなっている。新潟県のみこのような対応であり、理解できない。この非常事態をどのように乗り切るのかを検討する必要がある中、非常勤職員を排除する動きは許してはいけない。
- ④県教委は4月の臨時休業分を補充するため、長期休業を短縮して授業を行うことを検討している様子があるが、本来8月に行っている教育内容も含めると、通常勤務で補えるとは到底思えない。学校閉庁日の設定もされているはず。また、土曜日に授業を行うことも可能としているが、週休日に授業を行う場合には、勤務日、勤務時間について適切に振替を行うことが必要となる。もしそうなった場合、長期休業中ですらなかなか振替日を設定することが困難である中、いつ振替日を設定することができるのか疑問である。
- ⑤教育活動との兼ね合いを考えると、学校再開後、または臨時休業中の学習保障に向けて加配が必要不可欠である。文科省も当校再開後に向けて、教員の加配を行う予定としていることから、県教委は早急に再開後の加配に向けて、先を予見し、要求していく必要がある。

子どもたちの健康を配慮することはもちろんだが、働いている教職員の健康への配慮が後回しにされている現状がある。新型コロナウイルスの対応で新たな業務が発生しているにもかかわらず、通常業務に対しての指示が後手となっている県教委の対応に現場では大きな混乱が生じている。この非常時を乗り切るためには一人でも多くのスタッフそして、安心して働くことのできる環境が必要だ。